

資料 4

就労支援計画書①（就労訓練事業（非雇用型））

※個別支援計画書①：就労訓練開始時に作成

氏名（ふりがな）	
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> （ ）
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日（ 歳）

就労開始日	平成 年 月 日
事業所名	
就労支援担当者	

本人の希望する内容 （開始時）	【しごと内容】※自立相談支援機関におけるアセスメント内容や、本人が職場をみて希望する仕事の内容（開始時）を記載。
	【はたらき方】※自立相談支援機関におけるアセスメント内容や、本人が職場をみて希望する就労形態（開始時）を記載。
本人の希望する内容 （将来）	【しごと内容】※自立相談支援機関におけるアセスメント内容や、本人が職場をみて希望する仕事の内容（将来）を記載。
	【はたらき方】※自立相談支援機関におけるアセスメント内容や、本人が職場をみて希望する就労形態（将来）を記載。
将来の目指す内容	【しごと内容】※本人の希望や、職場実習の様子等をふまえて、所属長・外部就労支援団体等と相談し記載。
	【はたらき方】※本人の希望や、職場実習の様子等をふまえて、所属長・外部就労支援団体等と相談し記載。
支援方針	①ステップアップ・振り返りの目安 ※本人の希望や職場実習の様子等をふまえて、ステップアップの大まかな流れや振り返りの頻度、目安を記載。 ②職場、就労支援担当者等の関わり方 ※雇用契約に向けた支援のそれぞれの関わり方を検討し記載。

※就労に当たっての留意事項

- ①所定の作業日、作業時間に、作業に従事するか否かは、対象者の自由であること。また、所定の作業量について、所定の量を行うか否かについても、対象者の自由であること。
- ②作業時間の延長や、作業日以外の日における作業指示が行われないこと。
- ③所定の作業時間内における受注量の増加等に応じた、能率を上げるための作業の強制が行われないこと。
- ④欠席・遅刻・早退に対する手当の減額制裁がないこと（実作業時間に応じた手当を支給する場合においては、作業しなかった時間分以上の減額をすることがないこと）。
- ⑤作業量の割当、作業時間の指定、作業の遂行に関する指揮命令違反に対する手当等の減額等の制裁がないこと。